

# 子どもの権利保護・促進のための独立機関設置の在り方

調査部 上席主任研究員 池本 美香

## 目 次

1. はじめに
2. 海外における子どもの権利保護・促進のための独立機関設置の動き
  - (1) 国連子どもの権利委員会による働きかけ
  - (2) 国連子どもの権利委員会が推奨する独立機関の在り方
  - (3) 独立機関の設置状況
  - (4) 独立機関の活動内容
  - (5) 独立性確保のための制度設計
3. わが国における子どもの権利保護・促進のための独立機関設置の在り方
  - (1) 国連からの設置勧告
  - (2) 設置にあたって重視すべき点
4. おわりに

## 参考文献

## 要 約

1. こども家庭庁といった行政機関設置とは別に、子どもの権利の保護・促進のための独立機関（以下、独立機関）設置を求める声が高まっている。その背景には、国連子どもの権利委員会の要請がある。同委員会は子どもの権利条約批准国（わが国も批准）に対し、かねてより独立機関の設置を求めきたものの、わが国は今もそれに応えていない。では、子どもの権利保護が万全かといえば、決してそうではない。本稿では、独立機関とは一体どのようなものなのか、設置を推奨している国連子どもの権利委員会の考え方、諸外国における設置動向、具体的な活動内容、および、独立性確保のための制度設計について分析したうえで、わが国に設置する際に重視すべきポイントを考察する。
2. 独立機関は、ノルウェーが1981年に最初に設置し、その後2002年には国連から、子どもの権利条約批准国に設置を求める文書が発出され、2012年時点で地域レベルの設置も含めれば70カ国以上に広がっている。その3分の1は子どもの人権のみを扱う単独機関となっている。残り3分の2は必ずしも子どもの人権に特化しない国内人権機関内に設けられているものの、その際も、子どもコミッショナー、あるいは、子どもオンブズマンといった専門の部局が置かれるケースが多い。
3. 独立機関の機能は、①子どもの権利の実現状況を調査し、必要な改善を促す政策提言、②子どもの権利について人びとの理解を促す人権教育、③相談・苦情の受付や子どもの施設の訪問などを通じた人権救済、の三つに整理できる。こうした機能を備える独立機関は、法律に基づいて設置され、独立した立場から見解表明や政策提言を行うために、政府とは一定の距離を置き、活動に必要な調査権限、職員、財源を持つことが国連子どもの権利委員会から期待されている。
4. 独立機関の具体的な活動をみると、まず、政策提言としては、選挙権のない子どもの声を議会に届けるために、法案に対する提案書や法改正を求める意見書の発出、いじめや新型コロナウイルス感染症によるロックダウンの影響など、子どもの権利侵害について調査し問題提起する報告書の作成、メディアに対するプレスリリースなどがある。独立機関の活動の成果として、保育者や教員の犯罪歴チェック義務化、子ども家庭省の設置、子どもの権利条約の法制化などにつながった国がある。
5. 次に、人権教育については、教師などの専門家に対する研修のほか、子どもに条約の内容や独立機関の活動について伝えるために、動画の活用、少数言語や分かりやすい言葉での情報発信、年次報告書の子ども版の作成などの工夫がみられる。
6. さらに、人権救済としては、子どもからの相談を受け付ける窓口の設置、少年矯正施設など自由が制限されている場所にいる子どもの状況のモニタリングなどがある。海外の多くの国には、独立機関とは別に、行政機関に対する市民からの苦情を受け付け、必要な勧告を行うオンブズマンと呼ばれる機関が置かれているが、独立機関は子どもの問題に焦点を当て、民間の活動を含むより広範囲の権利侵害を扱うことにより、オンブズマンの機能を補完している。

---

7. こうした独立機関には、政府の監視も重要な役割として期待されていることから、政府と一定の距離を保つ方法が模索されている。独立性確保の観点から、独立機関を行政府ではなく、国会に設置し国会の予算で運営する方法や、行政府内に設置するものの、所管大臣は独立機関に一切指示できないなどの厳格なルールを定める方法などがみられる。

8. 翻って、わが国の状況をみると、著しく立ち遅れていると言わざるを得ない。わが国は、独立機関の不在に対し、国連から何度も是正勧告を受けているが、政府は人権擁護委員制度で事足りているという立場を取ってきた。人権擁護委員とは、法務大臣によって委嘱されるボランティアが人権相談などの活動を行うものに過ぎない。この間、1994年度から人権擁護委員のなかから「子どもの人権専門委員」を指名する制度が設けられはしたが、国連からは「政府からの独立性並びに権威および力を欠いている」と指摘された。自治体レベルでの独立機関の設置もみられるが、国連からはやはり独立性を欠いているなどと指摘されている。

9. 独立機関の設置は急務であり、設置に際しとくに次の5点が重視されるべきである。

- ・政策提言機能の確保。そのために必要な専門性を備えた職員、十分な予算、行政文書や施設にいる子どもにアクセスできる権限を独立機関に付与する。
- ・積極的な情報発信。ホームページでの情報発信はもちろん、議会での意見陳述、メディア向けプレスリリース、取材対応などを通じ、政府の問題点をも指摘できる独立性が必要である。
- ・子どもの権利の周知。子ども自身、教師などの子どもとかわる大人、企業に対し、子どもの権利についての理解を促進する。
- ・人権救済機能の集約・強化。現在、子どもの人権救済機能としては、スクールカウンセラー、児童相談所、行政の教育相談、人権擁護委員などあるが、機能分散の弊害があるうえ十分に機能していない。人権救済機能を独立機関に集約・強化する。
- ・国および自治体への設置。国レベルでの設置については、生命線である独立性確保の観点から、行政府内ではなく国会への設置が検討されるべきである。

## 1. はじめに

政府は、2021年6月に閣議決定した骨太方針2021において、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するため、新たな行政組織の創設検討を掲げた。7月には関係省庁の幹部による作業部会がスタートし、9月には内閣官房に「こども政策の推進に係る有識者会議」が設置された。こうした政府の動きに対して、各政党の公約等において、新たな行政組織の創設に加え、子どもの権利の保護・促進のための独立機関（以下、独立機関）の設置を求める動きがみられる。自民党は、「こども・若者」輝く未来創造本部の緊急決議（注1）において、「こどもコミッショナー等といった手法を含めて検討すべき」とし、公明党は、「子ども家庭庁」の創設とあわせて、「子どもコミッショナー」を設置すると政策パンフレットに明記している（注2）。立憲民主党は、子ども省とあわせて、イギリスの子どもコミッショナー、ノルウェーの子どもオンブッドのような独立機関の設置を掲げている（注3）。政党以外では、日本弁護士連合会が、子どもの権利に関する独立した監視機関として「子どもの権利擁護委員会」の設置を改めて提言している（注4）。

こうした独立機関設置を求める動きの背景には、国連子どもの権利委員会の要請がある。同委員会は、子どもの権利条約批准国に対して、独立機関の設置を求めており、実際、近年、設置する国が増えている。もっとも、実際にどのような機関なのか、国によりその名称や機能などが異なっていることもあり、わが国では具体的なイメージが共有されていない。これでは、設置に向けた合意形成は難しく、十分な議論がないまま設置だけされても、実効性のない制度となりかねない。

そこで本稿では、独立機関設置が急務であるとの立場から、まず第2章で、独立機関とは一体どのようなものなのか、設置を推奨している国連子どもの権利委員会の考え方、諸外国における設置動向、具体的な活動内容、独立性確保のための制度設計についてみていく。それを受け、第3章で、わが国の現状を踏まえ、独立機関の設置にあたって重視すべきポイントを提示する。

（注1）「こどもまんなか」改革の実現に向けた緊急決議（2021年6月3日）。

（注2）<https://www.komei.or.jp/wp-content/uploads/2021policy.pdf>

（注3）[https://cdp-japan.jp/news/20210531\\_1449](https://cdp-japan.jp/news/20210531_1449)

（注4）日本弁護士連合会「子どもの権利基本法の制定を求める提言」（2021年9月17日）（<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210917.html>）。そのほか、日本財団から2020年9月に子どもコミッショナー（仮称）設置を含む提言書（[https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2020/09/new\\_pr\\_20200925.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2020/09/new_pr_20200925.pdf)）、広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会から2021年9月に独立した子どもの権利擁護・監視機関の創設を含む緊急提言（[https://crc-campaignjapan.org/wpCRCCp/wp-content/uploads/2021/09/CRC\\_Urgent-Recommendations\\_20210916.pdf](https://crc-campaignjapan.org/wpCRCCp/wp-content/uploads/2021/09/CRC_Urgent-Recommendations_20210916.pdf)）が出ている。

## 2. 海外における子どもの権利保護・促進のための独立機関設置の動き

### (1) 国連子どもの権利委員会による働きかけ

子どもの権利保護・促進のための独立機関は、国連子どもの権利委員会が、子どもの権利条約批准国に対して設置を求めているものである。子どもの権利条約は、子ども（18歳未満）の基本的な人権を保障するために定められたものであり、1989年の国連総会で採択され、1990年に発効、わが国も1994年に批准している。国連子どもの権利委員会は、この条約に定められたすべての権利の実現状況について、各国の取り組みを定期的に審査する機関である。

2002年、国連子どもの権利委員会は、それまでの各国に対する審査経験をもとに、一般的意見2号「子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割」を発出した。この文書では、条約実施を促進し、監視するための独立機関設置が「すべての国に必要である」（第7節）とされており、批准国に対する定期審査の際、各国は独立機関の設置に関する情報を同委員会に対して提供することが求められている（第3節）。

同委員会が独立機関の設置を奨励する背景には、国際人権条約（注5）に認められている権利が侵害された場合の人権救済手段として、人権の促進・擁護のための国家機関（国内人権機関）の設置を国連が求めていることがある。人権が侵害された際、裁判所に訴えて救済を得るのでは、解決までに長い時間を要するなど、一般市民の速やかな手段とはなりにくい。そこで、国連は、裁判所とは別に、実態調査の結果、人権侵害が認められた場合、直ちに勧告し、迅速な解決を図る機能、および人権保障推進のための提言や教育の機能を持つ国内人権機関の設置を各国に求めている（注6）。1993年には国連総会において、国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）が決議され、人権救済、政策提言、人権教育など備えるべき機能や、具体的な活動方法についての基準が明確化された（図表1）。

（図表1）国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）の内容

権限と責任を通じての独立性
1. 国内人権機関には、人権を伸長および保護する権限が付与されること。 2. できる限り広範な職務を与えられ、その構成と権限の範囲は、憲法または法律で定められること。 3. 人権の促進、保護に関するあらゆる事柄について、自らの権限で政府、議会その他関連当局に対し、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。
構成の多元性の保障
国内人権機関の構成と構成員の任命は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続きにより行われること。
財政上の自立を通じた独立性
その活動を円滑に行える基盤、特に財源を持ち、政府の財政統制の下に置かれず、自らの職員と建物を持つことを可能とすること。
任命および解任手続きを通じての独立性
真の独立の前提である構成員の安定した権限を確保するため、一定の期間を定めた公的な決定によって任免されること。
活動の方法
1. 問題につき自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、NGOとの関係を発展させること。 2. 調停を通じての解決を図ること。 3. 法律、規制、行政慣行の改正や改革を勧告すること。

（資料）日本弁護士連合会「急がれる政府から独立した国内人権機関の設立—国内人権機関に関する10のFAQ」（<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kokunaijinkenkan10FAQ.pdf>）

国連子どもの権利委員会は、独立機関を設置する際、資源が限られている場合には、広範囲型の（すなわち子どもに特化していない）国内人権機関を発展させることが最善のアプローチとなる可能性が高いとしている。ただし、そうした場合でも、広範囲型の国内人権機関内に、子どもの権利をとくに担当することが明示されたコミッショナーまたは部局が含まれるべきとしている（第6節）。なぜなら、子どもは大人に比べ権利侵害を受けやすく、一方で救済機関へのアクセスも難しいことなどから、その人権には特別な注意が向けられなければならないからである。つまり、同委員会の関心は、機関の形態で

はなく、「独立してかつ効果的に子どもの権利を監視、促進および保護できるというところにある」（第7節）。

(2) 国連子どもの権利委員会が推奨する独立機関の在り方

一般的意見2号では、独立機関において遂行されるべき活動や、不可欠な要素が解説されている。まず、遂行されるべき活動として、次のような例が第19節に示されている（下線は筆者）。

- ①苦情あるいは職権に基づき、子どもの権利の実施状況に関して調査する。
- ②子どもの権利の保護・促進にかかわる事柄について見解、勧告、報告を作成し公表する（公的機関の要請によるもの、および自らの発意によるもの）。
- ③子どもの権利の保護に関わる法律や実務が充分かつ効果的であるか、子どもの権利条約等の国際人権文書に調和させるように、常に検討し、公的機関及び民間機関に助言を提供する。
- ④政府による子どもの権利の実施状況を監視し、報告する。国の経済計画や開発計画の設定にあたり子どもの権利を考慮することや、細分化された統計が定期的に収集されることを確保する。
- ⑤法律および政策が策定から実施に至るまで、子どもの最善の利益が第一義的に考慮され検討されることを確保すること。
- ⑥子どもの意見が表明され、かつその意見に確実に耳を傾けられることを確保すること。
- ⑦国内法の策定に、子どもの権利に関するNGOの実効性のある参加を促進すること。
- ⑧子どもの権利の重要性に関する人々の理解を促すため、メディアと緊密に協働する。加えて、とくに子どもに焦点を当てた人権教育を実施する。
- ⑨学校や大学のカリキュラムおよび専門的集団において、子どもの権利に関する教育や調査研究、子どもの権利の統合を促すプログラムの作成を援助する。
- ⑩少年収容施設やケア施設を訪問して状況報告および改善のための勧告を行う。
- ⑪子どもに対して法的援助を提供する。適当な場合には、裁判所に対して子どもの権利に関する専門知識を提供する。

次に、同文書では、独立機関に不可欠な要素として、以下のような条件を挙げている。

- ①法律による委任。可能であれば憲法上の確固たる基盤を与えられるべき。委任事項は人権の促進および保護のために可能なかぎり広範なものを含んでいるべきであり、子どもの人権、とくに市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を効果的にカバーする（第8節）。
- ②委任事項を効果的に遂行できる権限の付与。必要な事情聴取や情報、文書の入手を行う権限が必要である（第9節）。
- ③設置プロセスの透明性。そのプロセスは政府の最高レベルで主導および支持され、かつ、国、立法府および市民社会のあらゆる関連の構成員の参加を保障すべき（第10節）。
- ④独立性。十分な組織基盤、資金（広範囲型機関にあってはとくに子どもの権利を対象とした資金）、職員、活動拠点、および、その独立に影響を及ぼす可能性のある諸形態の財政的統制からの自由が与えられなければならない（第10節）。活動のための合理的な資金供与を行うことは各国の義務（第11

節)。

- ⑤多元的代表性。子どもおよび若者が主導している組織を含む人権NGO、反差別NGOおよび子どもの権利NGO、労働組合、社会団体および(医師、弁護士、ジャーナリスト、科学者等の)職能団体、大学、ならびに子どもの権利の専門家を含む専門家の参加が得られるように努めるべき。行政機関は助言者としての資格でのみ参加するようにならなければならない。開かれた競争選抜プロセスを含む適切かつ透明な任命手続き(第12節)。
- ⑥子どもの権利侵害に対する救済の提供。個人の苦情や申立てを検討し、調査を遂行する権限が必要。そのため、証人を事情聴取する権限、関連の書証にアクセスする権限、および拘禁場所にアクセスする権限を有しなければならない。適当な場合には、苦情に対する調停および斡旋を行なうべき。子どもが裁判所に提訴することを支援する権限を有すべき(第13・14節)。
- ⑦子どものアクセス可能性。地理的および物理的にすべての子どもがアクセスできること。最も不利な立場に置かれた集団(注7)を含む、すべての集団の子どもに、独立機関は積極的に接触を図るべき。設置法には、独立機関があらゆる施設にプライバシーの守られる条件下でアクセスする権利が含まれるべき(第15節)。子どもの関心事項への子どもたちの参加を促進するため、独立機関の諮問機関として子ども評議会を創設することなどが可能(第16節)。子どもが連絡を取りやすい方法など、コミュニケーション戦略を立案しなければならない(第17節)。
- ⑧議会における年次討論の開催。公衆および議会に対し、子どもの権利状況に関して直接に、独立にかつ別個に報告する権利を有しなければならない(第18節)。
- ⑨国連に対する役割として、政府報告書が子どもの権利に関して完全性を保っているかどうかを監視(第20節)。報告書の起案を独立機関に委任することや、委員会によって審査されるときに政府代表団に独立機関を含めることは不適切(第21節)。
- ⑩独立機関の役割は、子どもの権利の実施状況を独立した立場から監視することであり、政府自らが行うべき監視の義務を独立機関に委譲することにつながってはならない。独立機関が自ら議題や活動を決定する自由を維持することは必要不可欠(第25節)。
- ⑪NGOと緊密に協働すること、および、政府が独立機関とNGO双方の独立を尊重することは必要不可欠。法律上の根拠および具体的権限を有する独立機関は、NGOの活動を補完できる(第26節)。

実際の独立機関は、その名称や設置形態、活動内容など、国により様々であるが、主な共通点としては、1) 法律に基づく設置、2) 政府との一定距離の確保、および、独立した立場からの見解表明や政策提言、3) 子どもの権利の周知、4) 子どもの声の聴取と救済、5) それらの活動に必要な調査権限、職員、財源の確保が挙げられる。

### (3) 独立機関の設置状況

こうした独立機関は、1981年にノルウェーで最初に設置され(図表2)、その後、前述の通り2002年に一般的意見2号が発出されたこともあり、設置国が増えている。ユニセフの調査によれば、独立機関は2012年時点で70カ国以上に存在し、地域レベルのものも含めれば200カ所以上ある(UNICEF [2012])。

(図表 2) ヨーロッパにおける子どものための独立した人権機関の設置国・地域

設置年	設置数	設置国・地域
1980～1984年	1	ノルウェー
1985～1989年	1	ヴェネト (イタリア)
1990～1994年	4	オーストリア、ベルギー、デンマーク、スウェーデン
1995～1999年	3	アイスランド、スペイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
2000～2004年	17	アルバニア、クロアチア、フランス、ジョージア、ギリシャ、アイルランド、コソボ、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、北アイルランド (イギリス)、ポーランド、ロシア連邦 (行政区画)、スコットランド (イギリス)、スロベニア、ヴォイヴォディナ (セルビア)、ウェールズ (イギリス)
2005～2009年	13	アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、イングランド (イギリス)、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、ポルトガル、ロシア (国)、セルビア (国)
2010年以降	4	エストニア、イタリア (国)、オランダ、ウクライナ

(資料) UNICEF [2013] Table 17.1

(注) 広範囲型の国内人権機関の場合、子どものためのコミッショナーや部局が設置された年。

設置形態のバリエーションとしては、主に次の3点から整理が可能である。①子どもに限定した単独機関か広範囲型国内人権機関か、②国レベルか地域レベルか、③設置の法的根拠、である。

それぞれ敷衍すると、①については、独立機関の約3分の2は広範囲型の国内人権機関であり、残り約3分の1が子どもの権利に特化した単独の機関である。広範囲型の国内人権機関が多い背景には、前述の通り1993年のパリ原則決議を契機に、国内人権機関の設置国が増えていることがある。国連による国内人権機関のネットワーク(注8)に参加している国は、2021年時点で118ある(注9)。

広範囲型の国内人権機関で対応しているケースであっても、その約半数において、子どもの権利を担当することが明示された部局が置かれている(UNICEF [2012])。こうした部局や単独機関は、子どもコミッショナー、子どもオンブズマン、子どもオンブズパーソン、子どもオンブッド、子どもアドボケイト、あるいは、子ども委員会など様々な名称で呼ばれている。‘子ども’の部分には、‘子ども・若者’、‘子どもの権利’といった用語が充てられるケースもある。

②については、独立機関が国レベルではなく、地域レベルで設置されているケースがある。ただし、子どもの権利条約の批准自体は国単位となっており、国連の定期審査も国単位で行われる。このため、地域レベルで設置されている国では、地域ごとの独立機関の一つを、国全体を担当する代表機関として定めたり(イギリス)、地域の機関とは別に国の独立機関を設けたり(イタリア)、地域の機関のネットワーク組織を設ける(カナダ)などといった動きがある(UNICEF [2012])。

③について、ユニセフは独立機関の法的根拠の類型として、大きく四つあると指摘している(UNICEF [1997])。一つ目は独立機関設置のための法律に基づくケースで、ノルウェーやスウェーデンがこれに当たる。議会が独立機関の予算や調査権限などを決定し、独立機関は議会に対して責任を負う。よって、独立機関は、行政政府の取り組みに対して自由に批判できる立場にあるとされる。二つ目は、児童福祉に関する法律のなかで子どもの深刻な状況を代弁する機能として設置されたもので、ニュージーランドやカナダのオンタリオ州がこれに当たる。三つ目は、法律に依らず行政機関内に設置されるケースであり、イスラエルの教育文化スポーツ省による設置などが挙げられる。メンバーも省が決めるため、教員などからは設置が受け入れられやすい一方、行政機関に対する批判が出にくいとされる。四つ目は、NGOによる設置で、フィンランドではNGOが子どもオンブズマン事務所を開設し、子どものために法的な情報提供などを行った(注10)。独立性は極めて高いものの、法的根拠がなく、行政機関への提言が届

きにくい。

このように、独立機関は、国によって設置形態が様々であるため、国境を越え、お互いの経験を共有し、よりよい形態を模索する動きもみられる。ヨーロッパでは、ENOC（The European Network of Ombudspersons for Children）という独立機関のネットワーク組織が1997年に結成され、毎年会議を開催している。2021年現在、参加資格のある欧州評議会加盟の47カ国のうち、33カ国、43機関が会員となっており、正会員となるための独自の基準も設定している（図表3）。

（図表3）ENOC（欧州子どものためのオンブズパーソンネットワーク）の正会員の要件

- その機関は議会に承認された法律によって設立され、独立性が確保されている。
- その機関は子どもの権利の保護・促進の役割を持つ。その役割が法律によって定められている。
- その役割に関して議題を設定するにあたって、またり原則やENOC基準にある役割を実行する上で、妨げになる法律上の規定がない。
- その機関は、子どもの権利の保護・促進に特化した人もしくは委員会が含まれなければならない。
- オンブズパーソン、コミッショナー、委員会のメンバーの任命に関する手続きは、法律によって、任期や継続などについて定めなければならない。

その機関は、独立している場合と国あるいは地域レベルの人権機関内にある場合があるが、いずれの場合にも上記をすべて満たす必要がある。

（資料）ENOC's Standards for Independent Children's Rights Institutions (<http://enoc.eu/wp-content/uploads/2015/01/ENOC-Standards-as-approved-Paris-01.pdf>)

#### （4）独立機関の活動内容

次に、こうした独立機関はどのような活動を行い、どのような成果が出ているのか。①政策提言、②人権教育、③人権救済に関する各国の取り組みについて、具体的な事例をみていきたい。

##### A. 政策提言

活動の一つ目は、子どもの権利に関し、政府および民間の取り組みに対して改善を促すことである。そのために、独立機関は、調査とその結果の公表、見解表明や政策提言といったアクションをとる。例えば、スウェーデンにおける教師や保育者の犯罪歴チェックの制度化、子どもの権利条約の法制化などは、子どもオンブズマンの働きかけによる成果である。

ノルウェーの子どもオンブッドは、児童養護施設や精神病院にいる子どもに対する暴力や身体的拘束などについて子どもの声を聴いて実態を調査し、報告書を通じ問題提起している（注11）。子ども家庭省の創設も子どもオンブッドの提案であり、組織づくりの議論が先行するわが国にとって示唆に富む。

イングランド（イギリス）の子どもコミッショナーは、統計データの分析をもとに、子どもの貧困をはじめ重要でありつつ見えにくい問題をつまびらかにし、国や地方自治体に積極的な取り組みを促している（注12）。子どもの貧困のほかにも、家庭内暴力、障害、家族の介護、非行グループへの参加、親の精神疾患などがテーマとして取り上げられている。近年では、新型コロナウイルスに関連し、ロックダウン下の子どものストレス、子どもの虐待、今後のロックダウンの際に配慮すべきことなど、多数の報告書が公表されている（注13）。

こうした報告書や提言の作成にあたっては、子どもの声を聴くことが重視されている。イングランドの子どもコミッショナーは、コロナ禍の影響について、50万人を超える子どもの声を集めている（注

14)。フィンランドの子どもオンブズマンは、多様な子どものグループと会合を持ち、子どもたちの声を直接聴き、活動に反映させている（注15）。

せっかくの報告書や提言も埋もれてしまっただけでは意味がない。独立機関は、情報発信にも力を入れている。例えば、ニュージーランドの子どもコミッショナーは、選挙権を16歳から付与する政府案に対するコメントや、保育者や教員などに新型コロナワクチンの接種を求める意見など、子どもを巡る様々なテーマに対して、子どもの権利の観点から情報発信している。その手法は、意見書の公表（注16）にとどまらず、メディア向けのプレスリリース（注17）、メディア取材への対応、ソーシャルメディアの活用など多岐にわたっている（注18）。その結果、子どもコミッショナーは、年間に1,000回以上もメディアの記事で言及されている。子どもコミッショナーは政府関係法人（後述）の一つであり、そうした公的な立場にありながら政府案にメディアを通じコメントし、ソーシャルメディアも駆使するというのは現在のわが国では考えにくい。

## B. 人権教育

活動の二つ目は、子どもの権利条約の周知である。独立機関は子どもと大人に対して、子どもの権利の理解を深めるための情報提供を行っており、その方法に様々な工夫がみられる。例えば、ノルウェーの子どもオンブドは、子どもとかかわる大人に対して、セミナーや講演などを開催している（注19）。スウェーデンの子どもオンブズマンは、子どもを授かったカップルに子どもの権利について書かれた本を配っているという（注20）。

アイルランドの子どもオンブズマンのホームページでは、4～7歳、8～12歳、13歳以上、親および専門家の四つに対象を分け、それぞれの特性に応じたわかりやすい情報提供が意識されている（注21）。そのうえで、子どもの権利条約の内容を伝えるポスター、子どもの権利に関する理解度をチェックできるオンラインゲーム、子どもの権利の中身や子どもオンブズマンの役割を伝える動画など、周知に力を入れている。

フィンランドの子どもオンブズマンが発行している子どもの権利に関するパンフレットには、少数言語や平易なフィンランド語で書かれたものもあり、すべての子どもと大人に伝わるような配慮が見られる（注22）。フィンランドの子どもオンブズマンは、子どもの権利について子どもに伝える専用のホームページも開設している（注23）。

スコットランド（イギリス）の子どもコミッショナーは、毎年公表する活動報告書の子ども版（child friendly version）の作成、報告書の内容を説明する手話付きの動画をホームページに掲載している。

ニュージーランドのほか、イングランド、ノルウェーなど、独立機関のホームページでは、子どもコミッショナーの顔写真が掲載されているケースも多いが、これも子どもの権利の周知に一役買っている。

## C. 人権救済

三つ目は、子どもの人権救済活動である。その一つが、子どもの相談窓口となることであり、多くの独立機関では、子どもが電話やメール等で直接相談できるようになっている。ただし、例外はあり、ノルウェーのように、子どもからの相談を受け付けはするものの適切な機関につなぐ役割にとどまってい

---

たり、スウェーデンのように、そもそも子どもからの個別相談は受け付けないとしている独立機関もある（注24）。もう一つの人権救済活動として、少年矯正施設など自由が制限されている場所にいる子どもの状況のモニタリングがある。そのために、国連子どもの権利委員会は、独立機関にはこうした施設を訪問し、子どもと直接会う権限が付与されることを期待している。

海外の多くの国では、子どものための独立機関とは別に、行政機関に対する市民からの苦情に基づく調査や、独自調査をもとに、必要な勧告を行う「オンブズマン」と呼ばれる機関が置かれている。オンブズマンという言葉は、独立機関の名称としても使用されることがあるが、元来行政全般を監視するために議会に置かれる公的機関を意味している（注25）。例えば、ニュージーランドでは、自治体や児童養護施設、学校理事会に対する苦情は、オンブズマン（注26）が受け付け、調査し、必要な勧告を行うことができる。ただし、一般市民を対象とするオンブズマンに、子ども自身が苦情を申し立てることは容易ではなく、加えて、家庭における児童虐待など、行政機関以外でも生じる子どもの権利侵害は、オンブズマンの調査対象外である。よって、民間の活動を含むより広範囲の権利侵害について子ども自身から苦情・相談を受け付け、調査、勧告できる子どもコミッショナー（注27）が、オンブズマンの機能を補完しているのである。

#### （5）独立性確保のための制度設計

政府自身が、子どもの権利保護を怠る、あるいは、侵害する可能性もある。そのため、一般的意見2号にあるように、独立機関には、政府の監視が重要な役割として期待されている。とはいえ、その在り方も決定的なものではなく、独立機関設置にあたっては政府と一定の距離を保つ方法が模索されている。以下、どのような制度設計により、各国が独立性を確保しているのか、特徴的な取り組みを二つ紹介する。

一つは、独立機関を国会に設置することである。例えば、スコットランド（イギリス）の子どもコミッショナーは、行政府（the Scottish Government）ではなく国会（the Scottish Parliament）が選出し、運営資金も行政府ではなく国会が負担する。独立機関の設置法案も、与党の大臣が提出する政府法案や政党からの法案ではなく、国会の委員会から提出されたものである。子どもコミッショナーのオフィスには15人の専門家が配置されている。こうした制度設計により、独立機関は独自の調査をふまえ、行政府の不備に対して自由に問題提起することが可能となっている。

もっとも、それは、子どもコミッショナーの活動が国会の強い制約を受けるということではない。子どもコミッショナーについては、国会議員から一定の距離を置くことにも配慮がみられる。なぜなら、子どもは選挙権がなく、国会議員は子どもの利益より大人の利益を優先させる懸念が付きまとうためである。子どもコミッショナーは、子どもの代理人として、国会で意見を述べる役割があり、よって、国会議員はコミッショナーになることはできず、国会議員がコミッショナーに指示を出すことも認められていない。コミッショナーの解任は、国会議員の3分の2以上が同意する場合に限定されている。

もう一つは、独立機関を行政府内に置きつつも、行政府との距離を保ち、独立した立場での活動を保障することである。例えば、ニュージーランドの子どもコミッショナーは（注28）、政府関係法人の一形態である独立政府関係法人（Independent Crown entity）であり、社会開発・雇用担当大臣（Minis-

ter for Social Development and Employment) と子ども担当大臣 (Minister for Children) によって共同で所管されている。政府関係法人については、政府との関係、運営方法、その他の手続等を詳細に規定する法律 (Crown Entity Act) が2004年に制定されている。それによれば、政府関係法人の一類型である独立政府関係法人の場合、所管大臣が役員を推薦するものの、所管大臣は独立政府関係法人に対して一切の指示を行うことはできないと規定されている (注29)。公務員は政府関係法人の役員になることができず、直前に所属していた省庁が管轄する政府関係法人への着任も認められていない。独立したる所以である。政府関係法人は、行政機関の一つとして、前述のオンブズマンの調査対象ともなっており、子どもの権利を守るための体制が重層的に構築されているといえよう。

(注5) 主な国際人権条約には、子どもの権利条約のほか、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約、社会権規約、自由権規約などがある (<https://www.hurights.or.jp/archives/treaty/un-treaty-list.html>)。

(注6) 国内人権機関については、人権フォーラム21 [1996]、日本弁護士連合会 [2020]、日本弁護士連合会「急がれる政府から独立した国内人権機関の設立—国内人権機関に関する10のFAQ」(2011年)による。

(注7) ケアの対象となっている子どもまたは拘禁されている子ども、マイノリティおよび先住民族集団の子ども、障害をもった子ども、貧困下で生活している子ども、難民および移民の子ども、ストリートチルドレン、ならびに、文化、言語ならびに健康および教育といった分野で特別なニーズを有する子ども。

(注8) GANHRI (Global Alliance of National Human Rights Institutions) (<https://ganhri.org/>)

(注9) そのうちパリ原則を満たしているとの認証を得ているのは86カ国である。

(注10) こうした各国の設置形態は、時間とともに変化している。フィンランドでは、その後NGOではなく、独立した法律に基づく子どもオンブズマンが設置されている。ニュージーランドでは、その後、子どもコミッショナー法が制定され、児童福祉法に制限されず、より広範囲の子どもの権利に対応した活動が展開されている。そのほか、韓国では、当初は子どもに特化した単独機関を設けていたが、2016年に広範囲型の国内人権機関内に子どもの権利委員会を設置して対応することとなった。五つの小委員会の一つに、子どもに対する人権侵害と差別を担当する子どもの権利委員会が設置されている (日本弁護士連合会 [2020])。

(注11) The Ombudsman for Children, The use of force against children in residential child care and mental health care (<https://www.barneombudet.no/english/>)

(注12) <https://www.childrenscommissioner.gov.uk/chldrn/>

(注13) [https://www.childrenscommissioner.gov.uk/reports/?category=&section=coronavirus&order=date\\_asc](https://www.childrenscommissioner.gov.uk/reports/?category=&section=coronavirus&order=date_asc)

(注14) <https://www.childrenscommissioner.gov.uk/the-big-answer/>

(注15) <https://lapsiasia.fi/lasten-kuulemiset>

(注16) <https://www.occ.org.nz/publications/submissions>

(注17) <https://www.occ.org.nz/publications/news/>

(注18) Office of the Children's Commissioner, Annual Report 2019-2020 (<https://www.occ.org.nz/assets/Uploads/OCC-Annual-Report-2020-FINAL.pdf>)

(注19) <https://www.barneombudet.no/english>

(注20) 両角達平「スウェーデンの子どもオンブズマンとは？スウェーデンが子どもの権利条約を法律にする理由を聞いてみた」(<https://tatsumarutimes.com/archives/20250>)。

(注21) <https://www.oco.ie/itsyourright/>

(注22) <https://lapsiasia.fi/esitteita-lapsen-oikeuksista>

(注23) <https://www.lastensivut.fi/>

(注24) スウェーデンでは、子どもからの相談は自治体で受け付けるほか、学校におけるいじめなどについて相談できる機関 (the Child and Student Ombudsman (BEO)) (<https://beo.skolinspektionen.se/>)、児童福祉施設を利用している子どもが相談できる機関 (Health and Social Care Inspectorate (IVO)) (<https://www.ivo.se/barn-och-unga/>) などが別途置かれている。

(注25) 19世紀初頭にスウェーデンで誕生し、その後、1955年にデンマーク、1962年にニュージーランドで採用されるなど、世界的に広がっている。1987年にはオンブズマンに関する世界的国際機関である国際オンブズマン協会 (International Ombudsman Institute, IOI) が設立され、2021年11月現在、IOIには100カ国以上の200を超えるオンブズマン機関が参加している。オンブズマン制度には多様な形態があるが、憲法や法律に基づく公的制度で、議会や行政府の長によって任命され、一人または二～四人程度で、40～100人程度の事務局のスタッフがオンブズマンの活動を助ける (林屋 [2002])。苦情申立に基づいて、あるいは職権で調査を行い、公的機関のあらゆる情報を閲覧する調査権限がある。調査をもとに見解を述べたり、救済措置などに

---

ついて行政機関に対して勧告を行うほか、年次報告書によって議会などに活動を報告する。独立した立場で行政機関を外部より監視し、調査・勧告などを通じ、簡易・迅速に国民の権利・利益の保護を図っている。

(注26) <https://www.ombudsman.parliament.nz/>

(注27) 国によっては、行政全般を監視するために議会に置かれるオンブズマン以外に、「オンブズマン」という名称を使用することが認められていない（宇都宮 [2001]）。ニュージーランドやイギリスでは、そうした規制があるため、民間の活動も調査対象に含む独立機関には、「子どもコミッショナー」という名称が使われている。

(注28) 過去には、行政からの独立性を確保するために、子どもコミッショナーを国会の機関とする法案（Parliamentary Commissioner for Children Bill）が提出されたことがある。ノルウェーでも、子ども平等大臣が、知り合いを子どもオンブズマンに任命したことが明らかになり、辞職に追い込まれたことが注目され、オンブズマンの管理を子ども平等省から国会に移すことが提案されたことがある（Save the Children Sweden [2008]）。

(注29) 総務省行政管理局委託研究「諸外国における独立行政法人制度に関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2007年3月）。

### 3. わが国における子どもの権利保護・促進のための独立機関設置の在り方

#### (1) 国連からの設置勧告

わが国には子どもの権利の保護・促進のための独立機関が設置されていない。こうした状況に対して、わが国は国連から何度も是正勧告を受けているが（注30）、政府は人権擁護委員制度で事足りているという立場を取ってきた。人権擁護委員制度とは、1948年に「世界のいずれの国にも存在しない、世界に比類のない独特の制度としてスタートした（注31）」とされているもので、人権擁護委員は一般市民から法務大臣によって委嘱され、ボランティアの立場で、法務局・地方法務局の人権相談室や自宅などで人権相談などの活動を行う。

政府は、1996年に国連子どもの権利委員会に提出した報告書において、1994年度から、人権擁護委員約14,000人のうち515名を新たに「子どもの人権専門委員」に指名していると説明した（注32）。子どもの人権専門委員の役割は、子どもの人権が侵害されないように監視し、侵害された場合には救済のために速やかに適切な措置をとり、地域住民や親子を対象とした座談会を開催するなどの啓発活動を行うというものである。

わが国のこうした報告に対し、国連子どもの権利委員会は、「（子どもの人権専門委員では）政府からの独立性並びに権威及び力を欠いている」として、「現在の『子どもの人権専門委員』制度を改良し拡大することにより、あるいは、オンブズパーソン又は児童の権利委員を創設することにより、独立の監視メカニズムを確立するため、必要な措置をとること」を勧告した（注33）。子どもの人権専門委員経験者からも、身分はボランティア、無報酬で、スタッフやサポーターが一人もなく、財源不足が活動の阻害要因になっていること、調査や勧告などの権限が付与されていないこと、委員の存在が子どもや保護者にほとんど知られていないなどの問題が指摘されていた（平 [1998]）。その後、2008年に子どもの人権専門委員は廃止され、人権擁護委員が子どもの人権にかかわる活動も行う建付けとなり現在に至っている。

人権擁護委員制度については、国連の自由権規約委員会からも、法務省の監督下にあるため、行政府とりわけ警察や出入国管理当局による不適正な処遇に対する申立てができないなど、不十分であると指摘されている（日本弁護士連合会 [2020]）。同委員会の第6回日本審査の総括所見（2014年）では、パリ原則に沿った、幅広い人権に関する権限を有する独立した国内人権機関の設置を再検討するよう勧告

されている。

地方自治体の動向に目を転じれば、1998年に兵庫県川西市で「子どもの人権オンブズパーソン」が設置され、現在では35の自治体に設置されている（図表4）。もっとも、これらの機関については、カバーされるのが全国の子どものごく一部にとどまることに加え、国連の子どもの権利委員会からは「財政面及び人事面の独立性並びに救済機構を欠いている」と指摘されている（注34）。

（図表4）子どもの権利の擁護・促進のための独立機関を設置した自治体

設置時期	自治体数	自治体名
2000年以前	1	兵庫県川西市
2000～2004年	3	神奈川県川崎市、埼玉県、岐阜県多治見市
2005～2009年	8	秋田県、福岡県志面町、東京都目黒区、愛知県豊田市、三重県名張市、北海道札幌市、福岡県筑前町、愛知県岩倉市
2010～2014年	13	東京都豊島区、愛知県日進市、福岡県筑紫野市、愛知県幸田町、福岡県宗像市、北海道北広島市、愛知県知立市、東京都世田谷区、青森県青森市、長野県松本市、北海道士別市、栃木県市貝町、兵庫県宝塚市
2015～2019年	8	長野県、栃木県那須塩原市、神奈川県相模原市、三重県東員町、北海道芽室町、東京都国立市、福岡県川崎町、東京都西東京市
2020年以降	2	愛知県名古屋市長久市、山梨県甲府市
計	35	

（資料）子どもの権利条約総合研究所（<http://npocrc.org/data>）

（注）2021年4月現在。設置時期は条例における子どもの相談・救済機関条項の施行日。

## （2）設置にあたって重視すべき点

わが国において独立機関の設置は急務であり、その際、とくに以下の5点が重視されるべきであろう。

第1に、政策提言機能の確保である。既存の人権擁護委員制度では、必要な調査権限、予算、および、職員もなく、政策提言には至っていない。子どものもとに出向いて声を聴くことや、子どもの声を集める調査実施など、政策提言に必要な専門性を備えた職員、十分な予算、行政文書や施設にいる子どもにアクセスできる権限を独立機関に付与することが肝要である。

第2に、積極的な情報発信である。独立機関には、情報発信における独立性が付与されたうえで、多様な手段の活用と分かりやすさが期待される。ホームページでの情報発信はもちろん、議会での意見陳述、メディアに対するプレスリリース、取材対応などを通じ、政府の政策に対する問題点であっても指摘できる独立性が必要である。そうした発信は、子どもにも理解できるよう子ども版の作成も不可欠である。

第3に、子どもの権利についての周知である。わが国では2019年8月時点の調査で、子どもの権利条約を「聞いたことがない」と答えた割合が、子ども（15～17歳）で3割、大人（18歳以上）で4割を超えている（注35）。現状、政府は外務省のホームページに、条約の条文や、国連子どもの権利委員会からの勧告文書などを掲載しているが、それだけでは全く不十分であろう。

周知がとくに求められる対象としては、子ども、子どもとかかわる大人、および、企業が挙げられる。まず、子どもに対しては、独立機関のホームページ活用に加え、独立機関が学校や児童福祉施設などに出向いて、直接子どもに会う機会を持つことも効果的である。次に、子どもとかかわる大人のうち保護者に対しては、出産、入園、入学などのタイミングでの周知が効率的であろう。保護者以外、すなわち教員、裁判官、弁護士、ソーシャルワーカー、公務員などに対しては、独立機関が直接研修を実施する

---

ことなども期待される。さらに、企業に対しては、企業活動が子どもの人権と密接に結び付いており、環境の悪化、大人の長時間労働による子どもの教育、遊び、健康への影響などにつながることについて、認識をいかに深めさせるかがポイントとなる。

第4に、既存の人権救済機能の独立機関への集約・強化である。現在、子どもの人権救済機能としては、スクールカウンセラー、児童相談所、行政の教育相談、前述の人権擁護委員など、様々な枠組みが用意されている。もっとも、行政は、保育施設や学校の運営当事者でもあり、そこでの子どもの事故、いじめ、体罰、死亡などについての事実隠蔽、苦情や要望に対するおざなりな対応など、子どもの権利が十分に考慮されていないケースも少なくない（注36）。あるいは、総務大臣という行政の長から委嘱され、かつ、無報酬ボランティアに過ぎない行政相談委員（注37）が、行政に関する苦情や相談を受け付け助言や関係行政機関に対する通知などを行うという仕組みは、実効性に欠ける（注38）。よって、独立機関が最終的な相談・苦情を受け付け、救済につなげる役割を担い、人権救済機能を独立機関に集約・強化していくことが不可欠である。

第5に、国と地方自治体それぞれへの独立機関の設置である。まず、国レベルでは、独立機関の独立性確保の観点から、国会への設置が優先的に検討されるべきであろう。わが国において独立機関設置を求める提言の多くは、行政府内に置くことを想定している。例えば、日本弁護士連合会の案では、内閣府の外局として、内閣府設置法第49条に基づく委員会を設置するとしており、日本財団の案では、国家行政組織法第3条に基づく、府または省の外局として置かれる合議制の行政機関としての「行政委員会」（3条委員会）が適当としている。行政府内の設置には、行政機関への情報請求が容易であり、独立機関の意見陳述の権限が確保されやすいといった利点はある。他方、行政府の不備を指摘すべき独立機関を、行政府内に設置したのでは、生命線である独立性や実効性において不安が残る。

仮に、行政府内に独立機関を置く場合、前述の通りニュージーランドの子どもコミッショナーのような独立性確保のための堅牢な仕組みが必要であろう。もっとも、わが国では、行政府内に独立機関を設置した場合、ニュージーランドのような仕組みは期待し難い。よって、前述のスコットランドのように、独立機関を国会に置くことが優先的に考えられるべきではないだろうか。過去には、原発事故調査委員会を、行政府内ではなく、国会に設置した例などがある（塩崎 [2011]）。

次に、地方自治体レベルでの設置である。子どもオンブズマンを最初に設置したノルウェーの人口は500万人ほどであり、わが国の1億人を超える人口規模や、地域によって子どもの課題が大きく異なることを考えれば、自治体レベルにおいても設置すべきであろう。既述の通り、設置済みの自治体もあるが、例えば都道府県レベルでの設置を義務化し、市町村レベルでも努力義務化することなどが考えられる。

(注30) 国連子どもの権利委員会からは、1998年の総括所見以降、子どもの権利の擁護・促進のための独立機関の設置が繰り返し勧告されている。国連の自由権規約委員会（United Nations Human Rights Committee）からも、1998年以降、広範囲型の国内人権機関の設置が勧告されている（日本弁護士連合会 [2020]）。2012年11月には、当時の政権が「人権委員会設置法案」を国会に提出することを閣議決定したが、政権交代により頓挫した。

(注31) <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken18.html>

(注32) 第一回報告書審査における児童の権利委員会からの質問に対する政府の回答（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9605kaito/5b\\_007.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9605kaito/5b_007.html)）によれば、1998年度予算における「子どもの人権専門委員活動経費」は1,444.9万円で、委員一人

当たり旅費が1.9万円、図書購入経費が約6,000円である。

(注33) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9806/index.html>

(注34) 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見(2019年)。

(注35) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」。

(注36) 朝日新聞デジタル2021年11月10日「高1「指導死」、道教委と平行線続く 母親「真摯に向き合って」、産経新聞2021年11月3日「自殺未遂後、学校に「死にたい」市教委いじめと判断せず、旭川中2凍死」など。

(注37) 行政相談委員は、全国に約5,000人、各市区町村に一人以上配置されているというが、人権擁護委員と同様に周知度が低い。民生委員、保護司の周知度がそれぞれ84.7%、57.0%であるのに対し、人権擁護委員は40.1%、行政相談委員は39.4%にとどまっている(総務省「平成17年度総合評価書(行政相談に関する総合評価結果)」2006年3月)。行政相談委員と総務省行政相談センターの職員が小・中学校に Outreach して、子どもに対して行政相談の改善事例を具体的に紹介する「行政相談出前教室」も行われているが、小・中学校が約2,100校ある東京都を例にとれば、2019年度、実績は22校にとどまる。

(注38) 国際オンブズマン協会(IOI)には、わが国から総務省と全国行政相談委員連合協議会が参加しているが、2004年に設立された日本オンブズマン学会は、海外のようなオンブズマン、すなわち国会に属し、行政機関の諸活動に関する問題点を調査し、その改善策を勧告する独立機関を導入すべきという提言を出している(日本オンブズマン学会[2015])。

#### 4. おわりに

国は、2021年12月21日、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、こども家庭庁創設を明確に打ち出した。しかし、この基本方針において、本稿で検討した独立機関の設置については言及されておらず、法務省の人権擁護機関の活動との連携推進という表現にとどまっている。

こども家庭庁創設の際、独立機関があわせて設置されなければ、その効果は限定的なものとなること強く懸念される。コロナ禍で子どもの権利が侵害されている状況がより一層広がっていることも考えれば、独立機関の設置は急務である。各国の子どもの権利の実施状況について審査し、勧告を出している国連子どもの権利委員会の委員長を、2021年5月からの2年間、わが国の大谷美紀子氏が務めている。委員長を輩出する国として、独立機関が設置されていない状況はあまりに恥ずかしい。

わが国に独立機関が設置されれば、メディアが子どもの問題を取り上げやすくなり、NGOの声も政策に反映されやすくなることが期待できる。子どものための独立機関の設置をきっかけに、広範囲型の国内人権機関の設置に向けた検討に再度取り組む機運が盛り上がる可能性も考えられる。保育施設、学校、公園、児童館、図書館、病院、児童福祉施設、各種手当など、子どもの生活の多くが行政機関とかかわっていることを考えれば、行政機関を監視するオンブズマンの設置を求める意見が、独立機関から出されることも考えられる。独立機関の設置は、そうした波及効果も視野に入れて検討されることを期待したい。

(2022. 1. 11)

#### 参考文献

- [1] 宇都宮深志 [2001]. 『公正と公開の行政学—オンブズマン制度と情報公開の新たな展開』三嶺書房
- [2] 喜多明人・吉田恒雄・荒牧重人・黒岩哲彦 [2001]. 『子どもオンブズパーソン—子どものSOSを受け止めて』日本評論社
- [3] 塩崎恭久 [2011]. 『「国会原発事故調査委員会」立法府からの挑戦状』東京プレスクラブ新書

- 
- [4] 塩崎恭久 [2012]. 『ガバナンスを政治の手に―「原子力規制委員会」創設への闘い』東京プレス  
クラブ新書
- [5] 塩崎恭久 [2020]. 『「真に」子どもにやさしい国をめざして―児童福祉法等改正をめぐる実記』未  
来叢書
- [6] 潮見憲三郎 [1996]. 『オンブズマンとは何か』講談社
- [7] 人権フォーラム21 [1999]. 『世界の国内人権機関―国内人権システム国際比較プロジェクト  
(NMP) 調査報告』解放出版社
- [8] 平清太郎 [1998]. 「子どもの人権専門委員の可能性と課題」日本教育法学会子どもの権利条約特  
別委員会(編)『提言 [子どもの権利] 基本法と条例』三省堂、p.206-220
- [9] 日本オンブズマン学会(編著) [2015]. 『日本と世界のオンブズマン―行政相談と行政苦情救済』  
第一法規
- [10] 日本弁護士連合会(編) [1993]. 「子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法―子どもたちの  
笑顔がみえますか 法的検討と提言」こうち書房
- [11] 日本弁護士連合会第62回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会(編) [2020]. 『国際水  
準の人権保障システムを日本に―個人通報制度と国内人権機関の実現を目指して』明石書店
- [12] 林屋礼二 [2002]. 『オンブズマン制度―日本の行政と公的オンブズマン』岩波書店
- [13] 和田明子 [2000]. 『ニュージーランドの市民と政治』明石書店
- [14] 和田明子 [2007]. 『ニュージーランドの公的部門改革―New Public Managementの検証』第一法  
規
- [15] Save the Children Sweden [2008]. Independent Human Rights Institutions for Children?
- [16] UNICEF Office of Research - Innocenti [1997]. Ombudswork for Children, Innocenti Digest no. 1
- [17] UNICEF Office of Research - Innocenti [2012]. Championing Children's Rights: A global study  
of independent human rights institutions for children - summary report
- [18] UNICEF Office of Research - Innocenti [2013]. Championing Children's Rights: A global study  
of independent human rights institutions for children